

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 21 回定例
2 月 2 日（月）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 27 年 2 月 2 日に教育委員会第 21 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 27 年 2 月 2 日 (月)	開会	13 時 30 分
			閉会	15 時 45 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長	溝 口 紀 子	
		委員長職務代理者	斉 藤 行 雄	
		委 員	加 藤 文 夫	
		委 員	渡 邊 靖 乃	
		委 員 (教育長)	安 倍 徹	
	事務局 (説明員)	山 崎 泰 啓	教育次長	
		水 元 敏 夫	教育監	
		池 田 和 久	事務局参事兼教育総務課長	
		高 橋 雄 幸	健康安全教育室長	
		山 本 知 成	教育政策課長	
		中 川 好 広	情報化推進室長	
		平 松 明 子	人権教育推進室長	
		河 野 康 裕	財務課長	
		杉 山 和 幸	福利課長	
		林 剛 史	義務教育課長	
		渋谷 浩 史	高校教育課長	
		渡 邊 浩 喜	特別支援教育課長	
		北 川 清 美	社会教育課長	
		増 田 曜 子	文化財保護課長	
		福 永 秀 樹	スポーツ振興課長	
		石 井 宣 明	静岡教育事務所長	
		渡 邊 聡	静岡西教育事務所長	
		谷 野 純 夫	中央図書館長	
		杉 本 寿 久	総合教育センター所長	
		羽 田 明 夫	義務教育課人事監	

4 その他

(1) 第55号・第56号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～4 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第55号議案は議会に諮る案件であり、第56号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第55号・第56号議案を非公開とする。今回は非公開案件から審議を始める。

<非>第56号議案 教職員の懲戒処分

※非公開

<非>第55号議案 平成27年2月県議会定例会に提出する議案

委 員 長： 議案書1頁「第55号議案 平成27年2月県議会定例会に提出する議案」について、河野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

確認したいことがある。先日の全国都道府県教育委員会連合会の委員長協議会でも説明があったが、来年度から新教育委員会制度に移行していく。それにあわせて、議案書23頁の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」が整備されるとのことであった。新しい地教行法では、教育委員の定数が5となる。今の県教育委員は全部で6人であるが、新制度では5人となるので、今回の条例改正で1人加えた形式にするという解釈でよいか。

財 務 課 長： 静岡県教育委員会委員定数条例では6から5に変わる。ただし、附則がついていて、教育長の任期が残っていてまだその任に留まっている間は、従前の適用のままとなる。

委 員 長： それは了解しているが、定数が5になるとすると、新教育長は現在の委員から選ぶのか。定数が6であるならば、安倍教育長の後に新しい新教育長が任命されるが、定数が5ということは今の教育委員の誰かが辞めることになるのか。

財 務 課 長： 委員長を兼ねる新教育長は、委員ではないという扱いになっている。そのため、今の5人の教育委員は新制度においてもそのまま委員となり、その定数が5ということである。

- 教育総務課長： 新教育長は、教育委員会の構成員ではあるが、教育委員ではないということである。
- 委員 長： 了解した。
- 加藤委員： 私も、今の教育委員から1人が辞めなければいけないと思った。
- 委員 長： そうならないための条例改正として、了解した。
さて次に、先日の移動教育委員会で菊川市の小学校を訪問したときに、ICT教育を推進するための予算がないという御意見があったが、今回の予算案ではICT推進関連の予算が付いているように見える。これは実際にはどのような使われ方をするのか。菊川市が望むような対応となるのか。
- 情報化推進室長： 菊川市からはICT環境の整備や支援員の要望があり、ICTの機器の環境整備や支援員については、地方交付税で対応していただきたいと説明した。来年度予算において、特に市町教育委員会に対するICT環境整備への援助は考えていない。
- 委員 長： 了解した。他に意見や感想等はあるか。
- 加藤委員： 「地域とともにある学校づくり推進事業費」は、教育委員会の予算として設定しておいて、年度が変わってから知事部局に移るのか。
- 義務教育課長： そうではなく、教育委員会の予算である。
- 加藤委員： 知事部局で別途、予算を立てるということか。
- 義務教育課長： この後の報告事項でも触れるが、来年度は別の形式の有識者会議を立ち上げる予定であり、調整中という状況である。
- 委員 長： 条例改正の中では、給与条例の改正が一つのトピックスになると思う。今回の改正では、基本給は下がるが、退職金で調整するために退職金を上げるということか。
- 財務課長： 退職金については、以前に世間を騒がせることになった駆け込み退職のときに大きく支給額を引き下げた。それは民間とあわせるための引き下げであったが、今回は給与が下がってしまい、それによって退職金もさらに下がることになる。そのため、それを一部戻すために調整するものである。
- 委員 長： それでも全体としては下がるということか。
- 財務課長： そうである。
- 斉藤委員： 静岡県教職員定数条例の改正であるが、特別支援学校では195人が増えるということだが、これについて説明してほしい。
- 特別支援教育課長： 児童・生徒の自然増が非常に多いということとあわせて、掛川特別支援学校、吉田特別支援学校の学校新設もあり、その他様々な要因が総合的に重なってこれほどの大きな増員となったものである。
- 委員 長： 教育長から意見はあるか。
- 教育長： 担当がよくがんばってくれたと思う。
- 委員 長： それはよかった。他に異議はないか。
- 全委員： (特になし)
- 委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)
委 員 長： 第55号議案を原案どおり可決する。

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結果

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結果」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

それではまず、今回のコンプライアンス委員会に出席した渡邊委員から御意見をいただきたい。

渡 邊 委 員： 「多忙化の中で先生方は一生懸命お仕事をされているが、一部の先生がこのようなことをしてしまい残念である」ということを、出席された委員も感じているようであった。「実際に不祥事を起こしてしまったときの代償は大きいということを、先生方にはしっかりと自覚していただきたい」という声もあった。

倫理観を高めることでこの問題が解決できれば一番いいが、最近気になるのは「ちょっとくらいならいいのではないか」という気の緩みである。先ほどの交通事故の案件でも出たが、「ちょっとくらい携帯電話を見ても問題ないだろう」という油断が大きな事故につながってしまった。管理職の先生方には、その点を特に注意喚起しなくては、という意識を持っていただければありがたい。

委 員 長： この委員会には私も出席したので、補足して申し上げる。

まずお伝えしたいのは、委員の皆さんが強い問題意識を持ちながら御意見を出してくれていたことである。ただ、課長の報告にあったように、案件が不祥事で個人の特定の危惧がある中で、全て公開の審議であったために、議論として発展しづらいところもあった。今後は、公開だけでなく非公開の審議もできれば、より良い対策が見えてくるのではないかと感じた。

2点目であるが、教職員の不祥事は静岡県が特に多いのではないかと感じていたが、最近の報道では、全国で200件のわいせつ事件、3600件の体罰事件があるとのことであった。全国的な不祥事増加の傾向の中で、本県だけの問題ではないということだが、わいせつ事件についてみれば本県は10件で全国と比較しても多発している。この委員会でも、臨床心理士の今井先生の説明があったが、わいせつ事件の要因は必ずしも性的傾向だけでなく、飲酒やストレス、家族や職場の人間関係のトラブル、ちょっとした気の緩みなどから大きな事件になるというこ

とを指摘していただいた。それについて、このパンフレットで注意喚起して、これからも現場の先生方一人ひとりの心に届くように対応していただきたい。

加藤委員： この資料には「研修は一度受ければよいというものではなく、継続的に行うことが大事である」と書かれている。ただ、我々が懲戒案件を審議する中で感じることは、「この人は不祥事を起こすのではないか」ということがなんとなく分かっていたり、軽微なことを起こしながら最終的に懲戒案件になったりしているケースがあるということである。教職員全体の研修として職場環境の改善やストレスの解消をすることは必要であるが、不祥事の防止については全体の研修では効果は薄い。職場では「この人は危ない」となんとなく分かっているにもかかわらず、それを表沙汰にしないで全体で研修をやっているということもあるのではないか。それよりも、特別に校長や教育委員会が「危ない」と感じる人を直接呼んで話をしたほうが早いのではないか。そのような個別対応をせずに、不祥事を起こすとはとても思えない先生も含めて毎回研修をやるのは、我々が不信感を持って先生を扱っているように受け止められるのではないか、という心配をする。

また、午前中に公安委員会との意見交換会があつて、そこで感じたことがある。それは、学校側よりも県警察本部の少年課の皆さんのほうが、子どもに対する扱いが慎重ではないかということである。少年法などの絡みもあり、非行に走った子どもたちを一方的に、頭ごなしに押さえつけるのではなく、家庭の状況も含めてその子どもの事情をよく聞いて、その上で対応するというやり方をしている。それに対して、学校というのは集団としてのクラスを守ることに意識が傾いてしまつて、少しでもそこから外れた子どもに対してきつく当たり、場合によっては体罰で全体の組織行動を守るという方向に走りやすいのではないか。「学校の先生は偉いので、子どもたちは先生の言うことを聞かねばならない」という視点ではなく、子どもと同じ目線まで下りてから話をしていかなければいけないのではないか。そしてそれをやっているのは、むしろ学校よりも警察の少年課のほうではないかと感じた。学校の先生のほうが権威主義的で、自分のほうが偉いのだという上から見下ろしたような形で、子どもと接していることが多いのではないか、ということが気になった。

斉藤委員： 研修は時間もかかることだし、一度やれば十分で、そう何度も研修を受ける必要はないと思う。しかし、研修としてではなく朝礼等のレベルで呼びかけてほしい。忘れることができるのが人間の特徴であり、分かりきったことは特に聞き流してしまつてすぐに忘れてしまう。そのため、月に1回は朝礼で、「皆さんも十分承知しているとは思いますが、改めて注意しておく」と毎月呼びかけていくことも必要ではないかと思う。

なお、家での教育と学校での教育があるが、集団のルールを守ること、

社会に出てルールを守ることは、家庭では指導できないので学校で行うべき教育である。学校は集団生活の場であり、集団の中でどのようなルールを守らなければならないのかを指導する場所が学校である。そのため、子どもたちにルールを守らせるためには、先生自身がルールを守るという姿勢が一番大切なことなので、その部分について朝礼等で訴え続けてほしい。

教 育 監： 先ほどの公安委員会との意見交換会の中でも話題となったが、非行少年を受け入れる学校にも立場の難しさがあり、事例に応じて学校が各自で判断している状況である。学校には生徒や保護者、同僚などがいるが、そのような中でどのように生徒を受け入れていくのか。それも非常に難しい問題であると、最近いろいろな事例の中で感じているところである。その点についてもこれから検討していきたいし、また皆さんの御意見をいただきたいと思う。

委 員 長： 特にわいせつ案件が本県で多いので、これ以上の不祥事がないように願う。
他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 第5回「地域とともにある学校づくり」検討委員会

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項2 第5回「地域とともにある学校づくり」検討委員会」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 確認だが、「地域とともにある学校づくり」検討委員会が来年度には組織として変わっていくということによいか。

義務教育課長： そうである。

加 藤 委 員： 教育委員会でやることと、それから県でやることに分かれるのか。

義務教育課長： そうである。

加 藤 委 員： では、教育委員会でやるべきことであるが、これまではコミュニティ・スクールという一般論で話をしてきたが、実は地域によって実情は異なっている。例えば伊豆地区など、町に中学校が1校しかなく、小学校を集約していくと一つにまとまってしまふ、というような地域では、教育委員会そのものが学校評議員のような存在になっていて、改めてコミュニティ・スクールを推進する必要はない。そのため、市町の教育委員会によっては、「自分たちは学校評議員なのだ」という意識で町の教育にあたってもらうような事例も出てくるのではないかと。その一方で、複数の中学校がある市町では、中学校とそれにつながる小学校ごとという形でコミュニティ・スクールを分散させていくやり方がある。これが全国的には一般的ななのであろうが、そのような類型化をしてい

かないといけない。今まで「地域とともにある学校づくり」検討委員会の議論は、一般論というか包括的な議論なので、実際に推進するためには、県教育委員会として個別の事例に合わせたモデルを、市町あるいは学校が選択しやすいような形で提示していく必要があるのではないかと思う。

委員長： 私もこの委員会に出席したので、補足して申し上げる。課長の報告にもあったが、この会議の席上、私が「評議員会で学力テストの結果を公表・報告しているのか」と質問したところ、東京都では評議員会で公表しているとのことであり、県内では公表していない学校もあるとのことであった。公表していない理由は「学校を全面的に信頼しているので、そのような数値にとられる必要がない」ということであり、一方の東京都は「説明責任があるから」ということであった。

加藤委員の御指摘のとおり、コミュニティ・スクールはすごく裁量が大きく、CSディレクター次第でどうにでもなるが、どうやってその人材を見つけるのか、また養成していくのか。最初から人材がいればいいが、いない場合はどうするのか。そのような課題も見えてきた。次年度からは総合教育会議も始まり、この「地域とともにある学校づくり」検討委員会にも新たに予算が付いて、調査や研究など実際に機動力を持った形でさらにパワーアップすることが期待される。話し合いだけで終わりではないので、今後は実践例なども出して、効果が上がるようにしていただきたい。

斉藤委員： 委員長の御意見を聞いて思うことがある。コミュニティ・スクールは地域のお年寄りや自治会など人たちが、地域の子どもたちと学校の運営についていろいろ考えながら、地域全体で子どもを育てていく取組である。例えば、「挨拶をしよう」とか「社会のルールを守ろう」など、生活指導でお年寄りなどが前面に出てきて、いわゆる点数主義とは逆の価値観が出てくるのではないかと思う。このコミュニティ・スクールがだんだんできてくることによって、教育が点数主義だけではないということが、地域に根付いてくることも期待できる。

渡邊委員： まず、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入にあたっての負担感が本当に大変であると聞いているので、導入の際のサポートを充実させてほしい。

また、社会教育課でやっている地域コーディネータ養成講座に参加してとてもいい話をうかがっているが、そのような活動をやっている地域は、どうしても人が集まりやすい地域に限られがちである。都市部だけではなく、普段そのような会が開かれないようなところにも出張していただければありがたい。また、すでに地域コーディネータとして活躍されているような方に関しても、今の社会に適した、コミュニティ・スクール的な可能性も含んだ制度だと思うので、すでに携わっている人も、今後発展的に取り組めるような方向性を出していただければと思う。

- 委員 長： 今、委員からも課題が多く指摘されたが、CSディレクターのあり方も含めてまだまだコミュニティ・スクールについての議論があると思うので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。
他に異議はないか。
- 全委員 員： (特になし)
- 委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 静岡県行財政改革推進委員会（補助教材関係）

- 委員 長： 報告事項6頁「報告事項3 静岡県行財政改革推進委員会（補助教材関係）」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 教員のOBが作っている会社から教材が供給されていることがなぜ問題になっているかという、「その教材のために、静岡県の子どもの学力が上がらなかった」という論点で新聞に記事が書かれたことがきっかけである。しかし、実際にはこの一年間で学力は上がっている。それはラスト・ワン・マイルの改革をしたということである。学力はもともとあったが、答案作成して発表するところに静岡県の問題だったということで、ラスト・ワン・マイルを半年間かけてやったところ、成績が上がったのである。それは、もともとの学力があったということが証明されたことでもある。そして、もともと学力があったということは、学校教育そのものは上手くいっていたということである。一部の教育関係者が自分の教材をもっと売りたいと考え、静岡県の市場を拓くという意図で「教材が悪い、だから子どもたちの学力は上がらなかった」と叩いた記事は訂正されなければならない。もし教材が悪くて、また学校の教育が悪ければ、半年で成績が上がるわけがない。そのことをまず、認識しなければならない。

2点目であるが、確かに公務員が一般の仕事をする場合は、様々な制約があってしかるべきである。私はZ会という会社を経営していたが、なかなか公立学校の先生に教材を作ってもらうことはできなかった。その一方で、私立学校の先生や大学の先生、それから予備校の先生は比較的教材作成に協力してくれた。20年前や30年前には、現役の公立高校の先生でかなり進学指導に熱心な人が、有償でZ会の教材を作ってくれたこともある。しかし、そのケースが近年ではほとんどなくなった。そのため、供給元を別の人材に求めたわけであるが、それによって良くなったかどうかということになると、いろいろな論点があると思う。Z会のような民間会社においても、現場の高校の状況をよく知っている人が出題した教材が欲しいという気持ちはあるが、それは満たされない状況になっている。今回、ルールを厳格化するということは大事であるが、学校の先生が持っている能力を教材作成に全く活

用しないというのは、かえって損失が大きいのではないか。活用する途を残しつつ、その運用の仕方を子ども本位、学校本位に改めていくということが大事ではないかと思う。

それからもう一つ、我々が教育委員会としてやらなければいけないことがある。以前、定年後の再任用についての議題で話題になったが、義務教育の先生方の再任用の任用率が低いという問題がある。高校の先生は、数学や国語など教科ごとに時間の融通がきくためにかなり任用率が高くなっているが、特に小学校の先生はフルタイムの制限もあって定年退職後の行き場が少なくなっている。そのため、義務教育の先生方の再任用の機会を増やしていく方策も工夫しないといけない。行き場を全部塞いでおいて、別の行き場所もなくすということになると、教職員の職業上のデメリットになってしまい、ひいては教職員のやる気をなくす原因にもなるのではないか。

この3点を感想として申し上げる。

渡 邊 委 員： 制度として問題があるということは十分承知しているが、出版文化会は、子どもたちの教材が何もない昭和の時代に「勉強する機会をしっかりと与えてあげたい」という先生方の熱意から生まれた制度だったと聞いている。また、実際に先生方が非常に熱心に取り組んでいる姿も見ているので、単に善悪だけで判断すべきではないところもあると思う。県民意識のアンケート調査の中にも、そのようなことがうかがえるような意見も出ているので、「この組織が悪であるので改正する」というニュアンスではなく、「子どもたちの教育環境をより良く整えるための改正」ということで、皆さんにご理解いただけるように周知の仕方を工夫してほしい。このことで、教材作成に関わった先生方が肩身の狭い思いをすることがなければいいと感じている。

斉 藤 委 員： 私も加藤委員や渡邊委員と同じ意見である。過去を振り返ってみて、これはやはり意義のある出版活動であったと感じる。全部否定をするということではなく、これからはこのような会社とのOB教員の関わり方をガイドラインで整備していく。良いものを作れば、良いものは採用されるのがマーケットの原則なので、そこのルールを明確にしていけばいいのではないか。

委 員 長： 加藤委員の御意見には私も賛同である。「学力が落ちたのは教材の責任である」というような短絡的なことではなく、むしろ教育に貢献してきた要素が大きい文化であったと思う。しかし、現在の組織の透明性が求められている中、このような教育のムラ社会の活動は、例えコンパクトにまとめて効率よくやってきたとしても、外から見るとブラックボックス化していて透明性が求められることになる。特に今回は、教材を「作る」段階と「選ぶ」段階が一緒になっていたのが問題であり、またその中で、兼職願いを出すなどの手続きが簡略化されるというような習慣も直していかなければならない。全柔連の問題もそうであるが、自分の選手を自分で選ぶことで不透明さを指摘された。その

ようなことと同じ構図で、今までのシステムは問題であるということ
を当事者たちに自覚してほしい。本当に悪気はなく、「こういうもの
だ」と思っていたことが、外から見ると透明性がないと感じられる。
その指摘を踏まえて、これから意見書が取りまとめられると思うが、
真摯に受け止めて改善してほしい。

なお、この手交は3月になるということか。

義務教育課長： そうである。

委員 長： 3月の教育委員会定例会において手交されるのか。

義務教育課長： この静岡県行財政改革推進委員会は知事の下に置かれている組織な
ので、意見書は知事に渡すことになる。それを事務局から定例会の場に
提出していく予定である。

委員 長： 教育長の御意見はどうか。

教育 長： 「よかれ」と思ってやってきたことでも、時代の変遷の中で検討しな
ければならないことはあると思う。その思いは大切にしながらも、制
度に則って県民の皆様きちんと説明できるようなシステムにするた
めに、意見書に基づいて対応していきたいと思う。なお、先ほど課長
からの説明にもあったが、これは県立学校に対してと、市町立学校に
対しての二本立てになっているので、県教育委員会の役割、市町教育
委員会の役割をはっきりさせて、連携をとりながらやらなければいけ
ないことだと思っている。

委員 長： 他に異議はないか。

全委 員： (特になし)

委員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 三ヶ日青年の家の事故書類送検に関する不起訴について

委員 長： 追加報告事項「報告事項4 三ヶ日青年の家の事故書類送検に関する
不起訴について」、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委 員： (特になし)

委員 長： 本件に関しては、平成25年6月議会で前高橋委員長から「司法の判断
を踏まえて対応したいと考えている」との答弁があったことから、教
育委員会で何らかの対応をしていきたいと考える。

そこで、本件のような重大な事故の再発防止に万全を期すことを強く
要請する意味から、教育委員会として、この場で教育長に対し、安全
対策の更なる充実、強化を図るよう要請したいと考えるが、それでよ
ろしいか。

全委 員： (異議なし)

委員 長： 今後このような重大な事故が起こらないよう、教育施設の管理運営に
万全を期するように、教育長に対し、関係機関や職員への監督・指導

を徹底するようお願いする。

教 育 長： 平成22年6月18日のボート転覆事故であるが、12歳という若さで生命を失うこととなった西野花菜さんの御冥福を、改めてお祈りしたいと思う。社会教育施設を中心に、指定管理者や直営の施設も含めて体験活動を行う施設は多くあるが、今、委員長から御指導いただいたように、事故の再発防止に向けて、万全の対策をこれからもとっていきたいと思う。この痛ましい事故を風化させることなく、常に不断的努力を続けていかなければならないと思っているので、今後とも御指導をお願いする。

委 員 長： 二度と事故が起こらないように、引き続き安全対策をお願いする。他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項4を了承した。

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。これをもって、平成26年度第21回教育委員会定例会を閉会とする。